様式第3号（第6条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　身延町長

農地災害復旧事業分担金決定通知書

年　月　日付けで申請のあった農地災害復旧事業について、下記のとおり決定したので、身延町農地災害復旧事業分担金徴収条例施行規則第6条の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 災害復旧事業名 |  |
| 災害復旧事業の額 |  |
| 分担金の額 | 円 |
| 納期限 | 年　　月　　日 |

(教示)

１.審査請求

この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります)。

2.処分の取消しの訴え

処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決があったことを知った日から起算して6箇月以内に、身延町を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。